

社会福祉法人 清樹会
職員に対する特定加算手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清樹会（以下「法人」という。）給与等規程第1条第1項の「給与等に関する事項」として、厚生労働省が令和元年10月から創設した介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）制度に基づき法人の職員に対し支給する特定加算手当について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 特定加算制度にて定められている、賃金改善の対象となるグループは以下の通りとする。

a 経験技能のある介護職員

1. 介護福祉士 2. 法人内での介護経験が5年以上 3. 他施設を含む介護経験が10年以上

b 他の介護職員

c その他の職種 介護職員以外の職員という

ただし、特定加算制度による加算額およびそれぞれのグループの職員の人数次第では、aグループのみ、aグループおよびbグループのみの支給となる場合もある。

(支給方法)

第3条 特定加算手当として支給する。

(支給額)

第4条 特定加算手当の支給額は、特定加算制度による加算額に対し、常用職員又は有期契約職員の別に法人が定める額とする。

(支給日)

第5条 特定加算手当の支給は、原則年2回（6月、12月）に当年分を、給与規程に規定する賞与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第6条 特定加算手当の支給は、支給日現在に在籍していない者その他法令及びこの規程に照らして支給することが相当でないと法人が判断した者については、支給しない。

(キャリアパス)

第7条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、別紙、介護職員の職位または職務内容に応じた任用要件に定める。

(昇格)

第8条 昇給は、別表の通り定める。

(その他)

第9条 この規定は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。